

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱

昭和54年4月1日

告示第16号

改正 昭和56年9月1日告示第48号

昭和57年4月1日告示第25号

昭和61年3月31日告示第35号

昭和63年4月1日告示第55号

平成2年11月30日告示第195号

平成3年10月2日告示第194号

平成17年3月31日告示第65号

平成20年12月24日告示第214号

平成22年6月28日告示第100号

平成28年3月4日告示第15号

平成28年11月25日告示第120号

平成30年3月2日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業環境の整備によって商業の振興及び市民の利便の向上に寄与するため、商業団体が実施する商業振興共同施設設置等事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、流山市補助金等交付規則(昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。)に基づき、当該商業団体に補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項の規定による中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合並びに会則及び予算を有する任意の団体(市長の認めるものに限る。)をいう。

(2) 共同経済事業 売出し、朝市その他の商業団体が行う販売促進のための事業をいう。

(3) 商業振興共同施設 アーケード、アーチ、片袖アーチ(2基を

もって一対とする。)、街路灯、防犯カメラ(補助対象者が作成するプライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ設置運用規約等(以下「防犯カメラ設置運用規約等」という。))に基づき設置するものに限る。)、駐車場、駐輪場、カラー舗装道路その他市長が必要と認める施設をいう。

(4) 商業振興共同施設設置等事業 商業振興共同施設の設置(増設又は改造を含む。以下同じ。)、補修、移設又は撤去(撤去した後、同じ場所に商業振興共同施設を新たに設置する場合に限る。以下同じ。))の工事を行う事業(国又は県の指定に係る事業を除く。)をいう。

2 前項第3号に規定する防犯カメラ設置運用規約等は、市長が別に定める標準的な防犯カメラ設置運用規約と整合がとれていなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内で商業振興共同施設設置等事業(以下「設置等事業」という。)を行い、かつ、共同経済事業を行う商業団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、設置等事業に係る工事費(撤去については、廃棄処分に係る経費は含まない。以下「工事費」という。)とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる商業振興共同施設の種類に応じ、同表の右欄に掲げる額の合計額とし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

商業振興共同施設の種類	補助金の額
街路灯(国からの補助金を受けている商店会が管理するものに限る。)	当該補助対象経費(補修に係る工事費に限る。)の10分の3以内の額とし、1基当たり補助限度額を5万円とする。
防犯カメラ	当該補助対象経費の3分の1(補修、移設又は撤去に

	については、10分の3)以内の額とし、1基当たり補助限度額を8万円(補修、移設又は撤去については、5万円)とする。
アーチ	当該補助対象経費の3分の1(補修、移設又は撤去については、10分の3)以内の額とし、補助限度額を125万円(補修、移設又は撤去については、40万円)とする。
片袖アーチ(国からの補助金を受けている商店会が管理するものに限る。)	一对当たりの補助対象経費(補修に係る工事費に限る。)の10分の3以内の額とし、補助限度額を40万円とする。ただし、1基で設置する場合は、当該1基当たりの補助対象経費の10分の3以内の額とし、補助限度額を20万円とする。
アーケード	当該補助対象経費(全蓋式アーケードの1平方メートル当たりの工事費が15万円を超える場合は、15万円とし、全蓋式アーケード以外のアーケードの1平方メートル当たりの工事費が10万円を超える場合には、10万円とする。)の3分の1(補修又は撤去については、10分の3)以内の額
駐車場又は駐輪場	当該補助対象経費の3分の1(補修又は撤去については、10分の3)以内の額
カラー舗装道路	当該補助対象経費の3分の1(補修又は撤去については、10分の3)以内の額
その他市長が必要と認める施設	その都度市長が定める額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第5条の2 この要綱に基づき設置に係る補助金の交付を受けた商業振興共同施設については、当該設置に係る事業の完了後10年(補修又は移設については、5年)以内に当該商業振興共同施設を補修し、移設し、若しくは撤去する場合又はその用途を廃止し、かつ、新たに商業振興共同施設の設置を行う場合については、補助金を交付しない。

ただし、災害その他特別の事由により市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、設置等事業を行う前年に流山市商業振興共同施設設置等事前協議書(別記第1号様式)を提出し、その事業計画について市長と協議しなければならない。

(申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、設置等事業を行う前に、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書、工事設計見積書の写し、工事仕様書及び工事請負契約書(案)

(2) 流山市商業振興共同施設設置等内訳書(別記第3号様式)

(3) 位置図

(4) 収支予算書

(5) 商業団体の定款又は規約等及び構成員名簿

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他関係法令に基づく確認、許可等を受ける必要のある場合は、それらを受けたことを証する書面(駐車場又は駐輪場の設置に係る土地の賃貸借契約書の写しを含む。)

(7) 防犯カメラを設置する場合にあっては、防犯カメラ設置運用規約等

(8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条第1項第6号の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 商業振興共同施設のうち駐車場及び駐輪場については、5年以上顧客の利用に供するものであること。

(2) 商業振興共同施設の撤去により生じた廃棄物を適正に処理すること。

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、流山市商業振興共同施設設置

等事業費補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（変更承認等）

第10条 規則第5条第1項各号の規定による承認又は指示を受けようとする者は、流山市商業振興共同施設設置等事業変更承認等申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更交付決定の通知）

第11条 前条の規定により、変更等の申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金変更等決定（申請却下）通知書（別記第6号様式）により、当該申請に係る者に通知するものとする。

（実績の報告）

第12条 規則第12条の規定による報告は、流山市商業振興共同施設設置等事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

（1）流山市商業振興共同施設設置等内訳書

（2）収支決算書

（3）工事請負契約書の写し

（4）工事完成写真

（5）その他市長が必要と認めるもの

（確定の通知）

第13条 規則第14条の規定による通知は、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第14条 規則第15条の規定による提出は、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付請求書（別記第9号様式）により行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（街路灯に係る補助金の額の特例）

2 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に実施する

商業振興共同施設設置等事業（撤去を除く。）であって、街路灯に係るものの補助金の額については、第5条の表の規定にかかわらず、当該補助対象経費の2分の1以内の額とし、1基当たりの補助限度額を12万円とする。

附 則（昭和56年9月1日告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日告示第25号）

この告示は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和61年3月31日告示第35号）

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年11月30日告示第195号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の流山市商業振興共同施設設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月2日告示第194号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の流山市商業振興共同施設設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月31日告示第65号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日告示第214号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る設置等事業に対する補助金について適用し、施行日前に係る設置等事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日告示第15号抄）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用し、平成28年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年11月25日告示第120号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用し、平成28年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月2日告示第18号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行った商業振興共同施設の設置等について適用し、同日前に行った商業振興共同施設の設置等については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第6条関係）

流山市商業振興共同施設設置等事前協議書

年 月 日

（宛先）流山市長

商業団体名

住 所
代表者 氏 名

㊟

補助金の交付を受けたいので、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり協議します。

記

1 事業の概要

- (1) 事業の目的及び必要性
- (2) 設置等する商業振興共同施設
 - ア 種類
 - イ 構造、性能及び数量
 - ウ 設置等の場所
- (3) 工事費 円
- (4) 工事費調達方法

2 商業団体の概要

- (1) 実施事業
- (2) 地区
- (3) 事務所の所在地
- (4) 構成員数

注 位置図、見積書及び当該事業に係る議決書の写しを添付すること。

第2号様式（第7条関係）

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

商業団体名

住 所
代表者

氏 名

㊞

補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別添事業計画書のとおり
- 3 設置等する商業振興共同施設
 - (1) 種類
 - (2) 構造、性能及び数量
 - (3) 設置等の場所
- 4 交付申請額 円
- 5 工事費 円
- 6 工事着工期日 年 月 日
- 7 工事完了予定期日 年 月 日
- 8 その他

第3号様式（第7条、第12条関係）

流山市商業振興共同施設設置等内訳書

商業団体名

住所

代表者

氏名

㊟

商業振興共同施設 の種類	数 量			
	設 置	補 修	移 設	撤 去
街 路 灯				
防 犯 カ メ ラ				
ア ー チ				
片 袖 ア ー チ				
ア ー ケ ー ド				
駐 車 場				
駐 輪 場				
カ ラ ー 舗 装 道 路				
そ の 他 ()				

注 撤去については、商業振興共同施設を撤去した後、同じ場所に商業振興共同施設を新たに設置する場合に限る。

第4号様式（第9条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、流山市補助金等交付規則第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 交付条件

ア 商業振興共同施設設置等工事は、年 月 日までに完了させること。

イ 流山市補助金等交付規則第12条の規定による報告を年 月 日までに
行うこと。

2 申請却下

理由

第5号様式（第10条関係）

流山市商業振興共同施設設置等事業変更承認等申請書

年 月 日

様

商業団体名

住 所
代表者 氏 名

㊟

年 月 日付け流山市指令第 号で決定通知のあった商業振興共同施設設置等の を したいので、承認（指示）くださるよう申請します。

記

1 理 由

2 内 容

変 更 前	変 更 後

第6号様式（第11条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 団

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金変更等
決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで変更承認（指示）申請（ 年 月 日付
け原申請）のあった補助金については、流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交
付要綱第11条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定

- (1) 変更交付決定額 円
(2) 承認、指示の内容

2 申請却下

理 由

第7号様式（第12条関係）

流山市商業振興共同施設設置等事業実績報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

商業団体名

住 所

代表者

氏 名

㊟

年 月 日付け流山市指令第 号で決定通知のあった商業振興共同施設設置等事業について、流山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 設置等した商業振興共同施設

（1）種類

（2）構造、性能及び数量

（3）設置等の場所

2 工事費 円

3 工事着工期日 年 月 日

4 工事完了期日 年 月 日

5 その他

第8号様式（第13条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、流山市補助金等交付
規則第14条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

第9号様式（第14条関係）

流山市商業振興共同施設設置等事業費補助金交付請求書

年 月 日

流山市長 様

商業団体名

住 所

代表者 氏 名

Ⓜ

年 月 日付け流山市達第 号で確定通知のあった補助金について、流山市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 円
- 2 振込先 銀行・信金・農協 支店
- 3 預金口座 普通・当 座
- 4 口座番号 No.
- 5 口座名義

別記

第 1 号様式 (第 6 条 関係)

第 2 号様式 (第 7 条 関係)

第 3 号様式 (第 7 条、第 1 2 条 関係)

第 4 号様式 (第 9 条 関係)

第 5 号様式 (第 1 0 条 関係)

第 6 号様式 (第 1 1 条 関係)

第 7 号様式 (第 1 2 条 関係)

第 8 号様式 (第 1 3 条 関係)

第 9 号様式 (第 1 4 条 関係)